

## 熊本地震について

### 災害義援金の受付期間を延長します

愛知県は、平成28年熊本地震の被災地の大変厳しい被害の状況を踏まえ、災害義援金の受付期間を6月30日(木)までから9月30日(金)までに延長することとしました。

なお、本庁及び地方機関での現金受付、三菱東京UFJ銀行での口座振込については、従来どおり継続いたしますが、ゆうちょ銀行での取扱いは6月30日で終了します。

受付方法等については、次のとおりです。

#### 1 口座振込の場合

##### (1)三菱東京UFJ銀行 愛知県庁出張所

口座番号:普通預金 0022872

口座名義:平成28年熊本地震愛知県義援金

※三菱東京UFJ銀行の窓口で振り込む場合及び三菱東京UFJ銀行の本支店ATMから8時45分から21時までには振り込む場合は、振込手数料は無料です。

#### 2 現金をお持ちいただく場合

・引き続き、本庁及び次の県民事務所等で受け付けます。

・受付時間は、平日の9:00~17:00です。

受付場所	住所	電話番号
会計局会計課公金管理・収入グループ	名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6648 (ダイヤルイン)
東三河総局 県民安全課 総務・広報グループ	豊橋市八町通 5-4	0532-35-6101 (ダイヤルイン)
新城設楽振興事務所 県民安全防災課 総務・広報グループ	新城市字石名号 20-1	0536-23-2112 (ダイヤルイン)
尾張県民事務所 県民安全課 総務・広報グループ	名古屋市中区三の丸 2-6-1 (三の丸庁舎内)	052-961-1472 (ダイヤルイン)
尾張県民事務所海部県民センター 県民安全防災課 総務・広報グループ	津島市西柳原町 1-14	0567-24-2113 (ダイヤルイン)
尾張県民事務所知多県民センター県民安全防災課 総務・広報グループ	半田市出口町 1-36	0569-21-8111 (代表)
西三河県民事務所県民安全課 総務・広報グループ	岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2703 (ダイヤルイン)

### 3税法上の取扱い

- ・所得税について

所得税法第 78 条第 2 項第 1 号の規定に基づく寄付金控除の対象となります。

- ・法人税について

法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく損金扱いされます。

- ・個人の住民税について

地方税法第 37 条の 2 及び同法第 314 条の 7 の規定に基づく寄付金控除額の対象となります。